

# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成 27 年 8 月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 27 年 8 月 19 日 午前 10 時 45 分
閉 会	平成 27 年 8 月 19 日 午前 11 時 39 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	委 員 長 : 佐 野 慶 子 委員長職務代理者 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 教 育 長 : 藤 原 一 広
事務局職員	教 育 部 長 : 宮 下 勇 樹 教育部理事兼次長 : 細 越 浩 嗣 教育部次長兼教育総務課長 : 上 田 庸 雄 教育指導課長 : 吉 田 種 司 教育指導課長代理兼人權教育推進室長 : 松 田 訓 一 教育研究センター所長 : 中 野 雅 博 生涯学習課長 : 杉 本 忠 史 生涯学習課長代理兼青少年対策室長 : 石 田 俊 彦 たかいし市民文化会館長兼図書館長 : 西 川 浩 二 中央公民館長 : 松 井 勉 教育総務課長代理兼総務係長 : 山 本 敬 司 教育総務課総務係主事 : 前 川 恭 徳

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 高石市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長	<p>第 1 条改正の部分については、平成27年度の保育料に係る部分となっている。平成27年 4 月から子ども子育て支援法が施行されて、現段階で経過措置として、公立幼稚園の保育料を定めているところである。今回の改正は、子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 1 項第 2 号の規定により、市民税の課税額から利用者負担額を算出するため所要の改正を行うものとなっている。</p> <p>内容については、納付すべき市民税の課税額は、当該年度の課税額を見ようとなっていたが、4 月分から 8 月分までの保育料の算定に当たっては、前年度の課税額で見ようという改正をしている。</p> <p>次に、第 2 条改正についてであるが、これは平成28年度の保育料となるものである。平成28年度は経過措置として利用者負担額を定めている。</p> <p>この第 2 条改正の中の第 3 条の定員の部分については、旧規則では別表で定員を定めていたが、今回の改正により第 3 条に各園ごとの定員数を定めている。</p> <p>また、第 6 条及び第 10 条については、文言等の整理を行っているものである。</p> <p>次の第 12 条は条例に定めている月額保育料は各世帯の市民税の課税</p>
--------	---

	<p>額に応じて定めているが、新制度により特定教育、いわゆる1号認定の保育料の根拠となる情報については内閣府告示別表となる表をこちらで記述している。</p> <p>次の第13条については、子ども・子育て支援法に基づく保護者または扶養義務者が負担すべき費用、利用者負担額を定めるものとなっている。</p> <p>次の第14条では、旧規則において途中の入退園の場合は定額の徴収を行っていたが、今回の改正により、途中の入退園については日割り計算により利用者負担額を徴収する規定になっている。</p> <p>また、旧規則においては、8月分の保育料は徴収していなかったが、新制度における施設型給付の考え方にに基づき8月分の利用者負担額を徴収すると改正した。</p> <p>次に、別表第13条関係であるが、これは平成28年度の利用者負担額となっている。第1階層から第5階層までとなっており、各階層の利用者負担額については記載のとおりとなっている。生活保護世帯についてはゼロ円。市町村民税非課税世帯、いわゆる均等割のみ課税の世帯については2,750円。市町村民税の所得割課税額7万7,100円以下は8,700円。7万7,101円以上21万1,200円以下については1万円。21万1,201円以上については1万1,400円となっている。</p> <p>そのほか、第2階層の世帯のうちひとり親世帯、在宅障害者を有する世帯、生活困窮世帯、市民税の課税額が非課税となる世帯についてはゼロ円としている。</p> <p>合わせて満3歳児から小学3年生までの多子世帯の利用者負担額の軽減措置を定めている。</p> <p>平成28年度に限り、平成27年度に市立幼稚園に在籍している園児であって、平成28年度も引き続き市立幼稚園に在籍している園児に係る経過措置を定めている。利用者負担額については月額7,750円を上限としている。</p> <p>次に、第3条改正については、平成29年度からの利用者負担額を定めている。平成28年度と平成29年度の利用者負担額の比較については、新旧対照表となっており、旧のほうが平成28年度、新のほうが平成29年度の利用者負担額となっている。</p> <p>以上が市立幼稚園における平成28年度以降の利用者負担額に係る規則改正となっているので、よろしくお願ひしたい。</p>
西村委員	第2条改正のところで、第3条の幼稚園の定員に関する表が掲載されているが、これは今回の規則の改正で定員が変わるという趣旨なのか。
教育総務課長	定員は変わらず、従前のままとされている。
西村委員	今回法律が変わったので、こういう金額を決めることになった。大阪府下どの市町村も同じようにこういう金額の決め方をしていると思うが、上げ幅が高石市の場合どのぐらいの位置にいるのかということを確認したい。また、平成29年4月以降の表があるが、毎年上がっていくものなのか、そうではなくて平成29年4月以降この金額でいくということなのか、この2件を確認したい。
教育総務課長	<p>まず、上げ幅の部分だが、近隣市の状況等も確認しており、例えば平成29年度の部分については他市よりも安くなっている。</p> <p>次に、平成29年度以降の分についても、現時点においてはこの額で利用者負担額を定めていきたいと考えている。</p>
西中委員長 職務代理者	第2条の改正のところで説明があったが、新旧対照表において、旧では減免の対象になる世帯が詳細に記述されているが、新のほうは空白になっているのはなぜか。また、高石市の保育料が他市に比べて今まで非

	常に低いのでありがたいと思っていたが、今回法の改正によって多少上がる。5つの階層のうち平均値としてどの階層が一番多いのか。それから、平成29年度の利用者負担額徴収金は他市に比べてどうなのか。
教育総務課長	まず、保育料の減免の説明についてであるが、この規定については、利用者負担額徴収金の別表に記述している。 次に、利用者負担額の部分で、該当する世帯が一番多い階層は第4階層となっており、第4階層が現状の園児で約半数くらいと試算している。また、第4階層については、他市に比べて一番低いということになっている。
吉村委員	第2条の最後に記載の月額7,750円の根拠としては、これは新旧対照表の旧表にある8月分の保育料は徴収しないという文言がないことによって、12ヶ月割になっているという理解でよいか。
教育総務課長	従前は8,500円の11ヶ月分を徴収していたが、今回施設型給付という考え方に基づいて8,500円の11ヶ月分を12ヶ月で割った額について7,750円と定めている。
採決	可決

・議案第2号 高石市立図書館の指定管理者候補者選定のための選定委員会委員の委嘱について

図書館長	高石市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、候補者名簿のとおり、選定委員を委嘱するものである。 委嘱日は8月20日、委嘱期間は8月20日から候補者決定の答申の日までとする。 委員は7名で、学識経験者として羽衣国際大学副学長の杉原先生、大阪河崎リハビリテーション大学リハビリテーション学部准教授の高橋先生、高石連合自治会会長の藤田会長、高石市立小中学校長会会長の真崎会長、高石市文化協会の田淵監事、読み聞かせボランティアほっとスペース代表の近藤氏、税理士の森島先生の7名である。
西中委員長 職務代理者	指定管理者を募集するうえで、要項であるとか、あるいは現在市が運営している図書館の運営以上のものを指定管理者に求めることになると思うが、そのことについての要項はもう決まっているのか。
図書館長	今回この委員をご承認いただき、委員委嘱の後、第1回指定管理者候補者選定委員会を24日に開催する予定である。そちらでご審議いただき募集要項の案、また仕様書の案の中において現在の図書館の開館日、開館時間などの規定を上回る形で最低基準を示し、また業者提案などにより、さらによりよい提案を期待する形で考えている。
西村委員	候補者のうち、学識経験者が二人で、杉原先生は羽衣国際大学の副学長だが、高橋先生についてはリハビリテーション大学の准教授ということで、どういうことを専門にされているのか。
図書館長	高橋先生は障害者の、特に聴言などの障害者の専門をされており、そういった方の図書館のご利用などのご意見等もいただけると考えている。
採決	可決

教育長の報告の要旨

- ・報告第1号 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに

評価結果報告書（平成26年度対象）について

<p>教育総務課長</p>	<p>本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告等を今般策定し、これを高石市議会において提出、報告するとともに、公表するものである。</p> <p>1ページ目は全体的な目次となっている。2ページから12ページまでについては点検評価の概要であるとか、点検評価の批評等について昨年度と同様の内容で掲載している。13ページには、平成24年度から平成26年度までの決算額の数字を掲載している。14ページには、平成26年度の点検評価の達成度一覧表を掲載している。</p> <p>点検評価の項目としては、教育総務課が教育活動の推進で1件、教育指導課が信頼される学校づくりなど10件、生涯学習課が生涯学習の推進など5件、高石市民文化会館が文化芸術の振興で1件、図書館が読書活動の推進で1件の合計18件となっている。</p> <p>また、達成度について、事業の内容が評価年度に予定していた計画どおりに実行されているという、いわゆるA評価のものが9件、ほぼ達成ということで、事業の内容が評価年度に予定していた計画どおりほぼ実行されているというB評価のものが9件、C評価及びD評価のものについてはゼロ件となっている。</p> <p>なお、15ページから34ページにかけて各課の各項目の点検評価シートを掲載している。</p> <p>今年度においては、施策の項目には平成26年度の教育基本方針の重点目標を記載し、その下に市の第4次総合計画や高石教育ビジョンに該当する項目を記載しており、若干この点を修正している。</p> <p>次に、目的と平成26年度の目標については、施策に対する取り組み目標を定めている。</p> <p>さらに、その下の主な取り組みと数値であらわされる実績及び効果については、当該年度の目標に対する取り組み実績等を表記することで実績や効果などについて客観的に評価できるように記載している。</p> <p>次に、35ページの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて点検評価を行うに当たり、評価委員の方々からのご意見を掲載している。</p> <p>最後のページには、教育委員会としての総括ということで今後の点検評価の実施方針や、教育委員会の施策の反映、課題、取り組みについて掲載している。</p> <p>また、議会への報告及び公表については、9月に開催を予定している高石市議会へ案件として報告し、本市行政資料コーナー及びホームページにて公表したいと考えている。</p>
<p>西中委員長 職務代理者</p>	<p>報告いただいたことに異論はないが、3名の外部評価の方のご意見ということで、おおむね非常にいい評価をいただいているわけだが、3つ目のご意見の中で、A Bと改善されて成果を得られている部分以外に着目することができなかったテーマが残っていないかをぜひ確認していただきたいという記述と、C Dの評価基準について確認していただきたいという記述があるが、これはどういう意味か。</p>
<p>教育部理事</p>	<p>評価委員から、いわゆる評価的な内容で、教育指導課の項目の中で生徒指導に当たることだが、取り組みとしては非常にA評価をつけてもいいのではないかというご質問があった。課としては、昨年度にいろいろ教員の事件等もあり、そういうことの中で、やはり取り組みは進んでいるが、実際にはA評価できなかったということを踏まえて、B評価させていただいた。AをつけるべきところであるがBになったという部分を</p>

	このようにご意見をいただいたと考えている。
西村委員	<p>A B C Dの評価の基準ははっきりしているが、どんな形の目標に設定するかとの兼ね合い、あるいは、努力をしたことに対して評価するのか、どちらに重点を置くのか。数値で具体的な目標を定めた場合、Aなのか、Bなのか、Cなのか、Dなのかははっきり評価しやすい。しかし、教員の資質だとか、取り組み姿勢という漠然としたものになると、その評価の目標の設定の仕方と評価の仕方、基準ははっきりしていたとしても、どう当てはめるのかというようなところは確かにあるように思うので、そのあたりもまた次年度に向けて整理していくといいと思う。</p> <p>特に、一生懸命取組んだが、たまたま結果が出なかったというような場合にどう評価するのかを一度次年度は議論してみてもいいと思う。</p>
佐野委員長	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成27年7月8日から平成27年8月18日までの行事について説明。
各委員	質問なし。
佐野委員長	承認する。

その他委員長が必要と認めた事項

生涯学習課長	<p>従前より羽衣あおぞら児童会においては、現在入会児童は70名を超えるような状態で、定員55名を超過して運営している状態が続いていることから、子育て支援課に規則改正を依頼し、定員を55名から110名に改正し、9月1日から施行されることとなっている。</p> <p>それに伴い、羽衣小学校の教室についても、現在あおぞら児童会の教室の隣の教室を提供していただき、既にエアコンの設置工事が終了し、21日には教室の改修についても行う予定となっている。</p> <p>また、指導員についても、既に採用試験を生涯学習課で実施し、3名を採用しており、9月1日から羽衣あおぞら児童会において2クラスでの運営を行っていくので、よろしく願いたい。</p>
教育指導課長	<p>市内3中学校の課外クラブの府の大会、近畿大会、全国大会等での活躍の状況について報告させていただきたい。</p> <p>まず、文化部について、取石中学校の合唱部が大阪府の合唱コンクール、中学校の部混成合唱のところで8月30日に貝塚市で行われるコンクールに出場が決定している。</p> <p>続いて、体育部について、高石中学校卓球部女子の岡畑さんが大阪府の大会ベスト8、近畿大会ベスト8ということで、8月23、24日に宮城県で開催される全国大会への出場が決定している。</p> <p>高南中学校女子ハンドボール部について、大阪府では優勝したが、近畿大会に出場しベスト8ということで、全国大会への出場はできなかった。</p>

	<p>取石中学校テニス部について、団体の部において、大阪府のテニス選手権大会で優勝、中学校の近畿大会で2位ということで、会津若松市で行われる全国大会に出場を決めている。また、中学校の中体連のほうの大会でも3位ということで頑張っておられる。</p> <p>次に、個人戦については、ダブルスのペアで吉村、金井ペア、金井、金田ペアが大阪府の大会、近畿大会等でベスト8、優勝、ベスト16等活躍しており、そのうち吉村、金井ペアについては、同じく福島県で行われている選手権大会への出場を決めている。シングルスでは、吉村、金井、金田、それぞれの方が近畿大会等で活躍している。</p> <p>バスケットボール部について、取石中学校が大阪選手権大会で準優勝し、近畿大会に出場した。リーグ戦で惜しくも敗退した。大和郡山市で開催の近畿大会にも出場している。</p> <p>また、取石中学校陸上部、佐藤さんが1500メートル女子で大阪の大会で3位ということで近畿大会に出場している。近畿大会は14位ということだが、彼女は2年生ということで、3年生にまじって14位ということで、来年に向けてまた頑張りたいという報告をいただいている。</p> <p>以上、府大会、近畿大会、全国大会に出場したクラブについてご報告しましたが、他の文化部、運動部についても熱心に活動をしているところである。</p>
佐野委員長	今、児童生徒に関する事件が起こっているが、本市ではどうか。
教育指導課長	今、世間、マスコミ等で報道されているような事案が発生しているが、本市においては、現在のところ居所不明等の児童生徒はいない。
佐野委員長	これで閉会とする。